

# 伯母子国有林外森林整備事業（保護）

## 閱 覧 図 書

1. 入札者注意書
2. 森林整備事業請負契約書（案）
3. 参考資料

奈良森林管理事務所

## (素材生産及び造林事業)

### 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
  - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
  - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
  - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
  12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
  13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
  14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
  15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
    - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
    - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
    - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
    - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
  16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わつて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
  17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
  18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。



## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 森林整備事業請負契約書（案）

1. 事業名 伯母子国有林外森林整備事業（保護）
2. 事業場所 別紙位置図のとおり
3. 事業量 別紙可分事業内訳書のとおり
4. 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和 7年 8月29日  
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
5. 請負金額 ¥. ー  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額¥. ー)
- 〔注〕「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。  
( )の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
6. 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選 択 事 項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
×	部分払 分の 以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

※ 国庫債務負担行為に係る契約にあたっては、別紙を添付する。

## 7. 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しは禁止する。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の作業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月5日付けで交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 奈良県奈良市赤膚町1143-20

(氏名) 分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
奈良森林管理事務所長 中井 昌之

請負者 (住所)

(氏名)

## 暴力団排除に関する特約条項

## (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号））第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為した場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

## (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

## (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

## (損害賠償)

第5条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

## (不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

可分事業内訳書 (2-1)

事業種	事業期間	記番	国有林	林小班	本数	平均胸高直径 (cm)	摘要
カシノナガキクイムシ駆除 (立木くん蒸処理)	契約締結日の翌日 ～ 令和7年5月30日		荒神山	814 い	6	16	
			小計		6		
			伯母子	819 は	12	36	
			伯母子	822 は	27	26	
			伯母子	823 は	36	30	
			伯母子	824 は	13	48	
			小計		88		
			桧股	834 い	3	20	
			桧股	834 ち	2	24	
			桧股	835 ろ	3	24	
			桧股	835 は	1	30	
			桧股	835 ぬ1	17	32	
			小計		26		
			高取山	47 に	20	18	
			高取山	51 は4	19	20	
			小計		39		
			合計		159		

可分事業内訳書 (2-2)

事業種	事業期間	記番	国有林	林小班	本数	材積 (m3)			摘要 (平均胸高直径 (cm))	
						幹	枝条	計		
カシノナガキクイムシ駆除 (伐倒処理)	契約締結日の翌日 ~ 令和7年8月29日		荒神山	814 い	6	0.84	0.13	0.97	16	
			小計		6	0.84	0.13	0.97		
			伯母子	819 は	12	9.39	1.41	10.80	36	
			伯母子	822 は	27	10.17	1.53	11.70	26	
			伯母子	823 は	36	20.79	3.12	23.91	30	
			伯母子	824 は	13	15.23	2.28	17.51	48	
			小計		88	55.58	8.34	63.92		
			桧股	834 い	3	0.73	0.11	0.84	20	
			桧股	834 ち	2	0.40	0.06	0.46	24	
			桧股	835 ろ	3	1.27	0.19	1.46	24	
			桧股	835 は	1	0.68	0.10	0.78	30	
			桧股	835 ぬ1	17	14.76	2.21	16.97	32	
			小計		26	17.84	2.67	20.51		
			高取山	47 に	24	2.47	0.37	2.84	18	
			高取山	47 る	1	1.08	0.16	1.24	50	
			高取山	47 か	8	1.09	0.16	1.25	24	
			高取山	49 は	3	0.64	0.10	0.74	20	
			高取山	49 に	1	1.16	0.17	1.33	52	
			高取山	49 ち	2	2.68	0.40	3.08	46	
			高取山	51 は4	20	2.94	0.44	3.38	20	
			高取山	58 ほ	2	0.38	0.06	0.44	22	
			小計		61	12.44	1.86	14.30		
			合計			181	86.70	13.00	99.70	

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、作業対象木をテープ等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとし、一連の記録写真の撮影箇所数は監督職員の指示によるものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

## カシノナガキクイムシ駆除（立木くん蒸処理、伐倒処理）

### 【共通事項】

- 1 作業対象木の標示を十分確認すること。
- 2 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土特別保存地区、都市計画法に基づく風致地区、文化財保護法に基づく名勝又は史跡に指定されている事業箇所では、十分に景観に配慮のうえ、作業を行うこと。また、監督職員から指示のあった事項については、これを遵守すること。
- 3 車両の駐車に当たっては、交通法令を遵守のうえ、監督職員が指定した箇所に駐車すること。監督職員が指定した箇所以外に駐車したい場合は、事前に監督職員に指示を仰ぐこと。なお、駐車中は当該事業関係車両であることを車両に表示すること。
- 4 道路沿い及び歩道沿いで作業する場合は、誘導員を配置し、車両及び通行者の安全対策に万全を期すこと。（必要に応じて注意看板を設置すること。）
- 5 作業は全て法令遵守のうえ、民有地へはいかなる損害も発生させないこと。万が一、損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告のうえ、請負者の責任において対応すること。
- 6 立木伐採に係る法令協議を行っているため、当該協議が完了した後に作業着手すること。協議完了については、監督員により別途通知する。

### 【立木くん蒸処理】

- 7 薬剤の使用を予定している最初の日までに、「農薬使用計画書」を最寄の地方農政局に提出すること。
- 8 薬剤の使用に当たっては、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 9 薬剤処理に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。  
なお、監督職員の立会がなかった場合は処理後速やかに監督職員に届け出て確認を受けること。
- 10 降雨中、降雨直後及び薬剤処理直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、薬剤処理を行わないこと。
- 11 薬剤注入孔は、ドリルで下方向き斜め約 45 度の方向に、深さ約 50mm、直径約 10mm とし、地際から 0.5m の範囲では 10cm 間隔（縦・横）、0.5m～1.5m では 20cm 間隔（縦・横）の千鳥状に開けること（別図参照）。
- 12 薬剤は原液で使用し、地際から樹幹上部の順に各注入孔に原液 4 ml を基準として薬剤を注入すること。
- 13 使用した薬剤の空容器は、環境に影響が出ないよう産業廃棄物として適切に廃棄処分すること。また、その処理を証明する書類（マニフェスト等）を提出すること。



### 【伐倒処理】

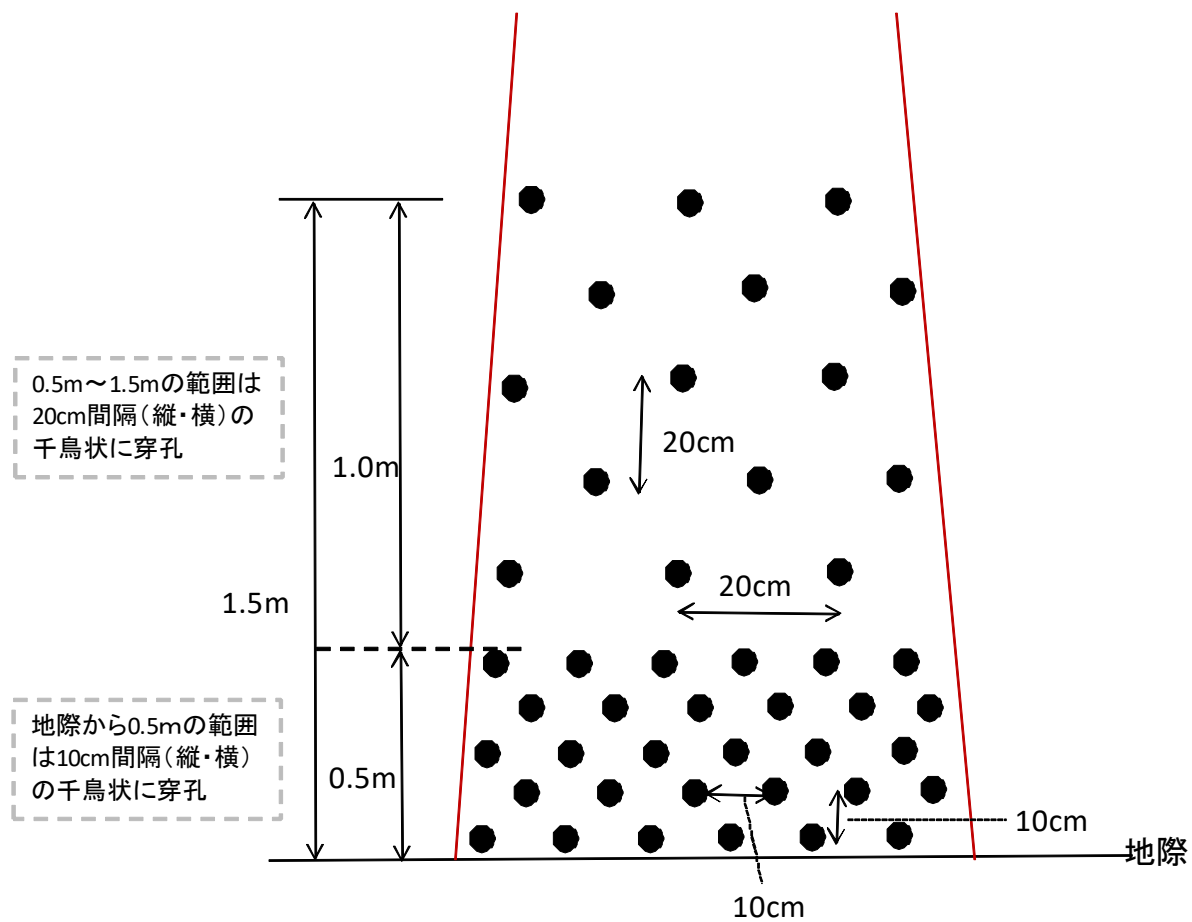
- 1 4 立木くん蒸処理木を伐倒する場合は、薬剤が樹体に完全に浸透した後（薬剤注入してから14日間程度経過した後）及び監督職員が確認した後に実施すること。
- 1 5 伐倒方向は安全な方向とし、下流部への伐倒木の流出防止、伐倒木による上流部からの流出土砂等のせき止めに起因する下流部への被害発生の防止のため沢等への伐倒は避けること。やむを得ず、沢等へ伐倒する場合は、必ず伐倒木（枝条を含む）を沢等から取り除くこと。
- 1 6 伐倒に当たり、かかり木が発生した場合は、必ず器具を使用のうえ、適切に外すとともに、残存木の保護に万全を期すこと。
- 1 7 国有林と民有地との境界付近及び歩道付近の伐倒対象木は、必要に応じてチルホール等を用いて全て国有林内へ伐倒すること。
- 1 8 伐倒木は、樹幹から枝条を切り払い、樹幹を安定して集積できる長さに玉切りすること。
- 1 9 玉切りした樹幹及び枝条は、国有林内の安定した場所に浮くことのないよう接地させて集積・整理すること。  
ただし、周辺に安定した場所がなく、やむを得ず、急傾斜地等の転落・滑落のおそれがある場所で集積する場合は、必ず転落・滑落の防止措置を講じること。  
なお、国有林と民有地との境界線上、歩道上及び第三者への貸付地での集積は絶対に行わないこと。貸付地の場所については、事前に監督職員に確認すること。  
また、過去に集積・整理した箇所は本仕様と異なっている場合があるので参考にして同じように集積・整理しないこと。
- 2 0 歩道付近においては、伐倒木の根株の切断面を地際付近で切り落として整理し、また玉切りした樹幹及び枝条を等高線上に一定方向に揃えた状態に集積するなど、特に景観に配慮した作業に努めること。
- 2 1 伐倒及び集積に当たり、上記により難しい場合は監督職員に指示を仰ぐこととし、その他監督職員の指示があった場合を含め、全てその指示によること。
- 2 2 伐倒処理に伴う支障木は必要最小限に止め、支障木が発生する場合は事前に監督職員の許可を得ること。なお、無断で支障木の伐採及び残存木を損傷させた場合、損害賠償を請求することがある。

### 【実行記録】

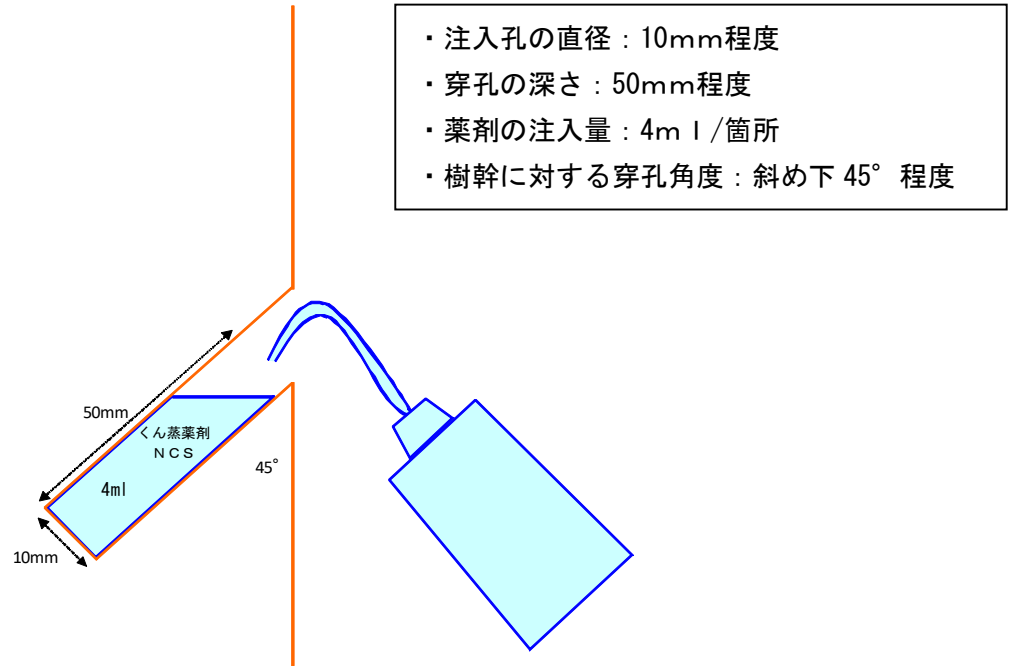
- 2 3 事業日報には、立木くん蒸処理については薬剤の使用量並びに処理数量（対象木のナンバー及び本数）を、伐採処理については処理数量（対象木のナンバー及び本数）について記録することとし、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理事務所長（監督職員経由）に提出すること。

[別図]

薬剤注入孔配置図



## 薬剤注入孔断面図



カシノナガキクイムシ駆除（立木くん蒸処理）  
薬剤等購入仕様書

1 購入薬剤

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| ① 農薬の用途  | カシノナガキクイムシ駆除用薬剤（くん蒸） |
| ② 農薬の種類  | カーバム剤                |
| ③ 適用木名   | カシ・ナラ・シイ（枯損木）        |
| ④ 適用病害虫名 | カシノナガキクイムシ           |
| ⑤ 薬剤数量   | 530                  |

2 注意事項

- （1）農薬登録済みの薬剤及び上記の品質・特性を有した物品を購入すること。
- （2）薬剤・材料は、「使用材料承認願い」を提出のうえ、監督職員の承認を受けてから使用すること。
- （3）納品書（写）を監督職員に提出すること。
- （4）薬剤・材料の輸送にあたっては、破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- （5）その他必要事項については、監督職員の指示によること。

## 特記仕様書

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

1 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止する可能性がある。

# 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員 殿

請負者

現場代理人

事業名							事業場所				
発生日時	令和 年 月 日( 曜日) 時 分						天候				
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。										
被害状況	人的被害・物的被害を記載										
被災者	氏名			生年月日	年 月 日( 歳)		性別	男・女	職業		
	連絡先							経験年数			
	傷病名			傷病部位			休業見込期間・死亡日時				
今後の対策											
所見・状況											

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

年 月 日

監督職員

殿

請負者

住所

氏名

使用材料承認願い

令和 年 月 日に契約締結した、伯母子国有林外森林整備事業（保護）において下記の材料を使用したいので承認願います。

記

購入品	メーカー又は販売店	規格

監督職員

記事

別紙様式（監督職員経由）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
奈良森林管理事務所長 中井 昌之 殿

報告者 住所  
氏名

作 業 記 録 報 告 書

令和 年 月 日に締結した契約に基づき作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める駆除作業の内容（立木くん蒸）
- 2 作業記録

作 業 の 内 容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	摘 要
立木の薬剤注入孔穿孔						
立木の薬剤注入						
立木のくん蒸						
被害木（支障木を含む。）の伐倒（枝払い及び玉切を含む。）						

- (注) 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。  
2 駆除実施者欄は報告者が行った場合のみ記入する。  
3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。  
4 摘要欄には、薬剤散布に監督職員が一部又は全部立会いた年月日等、参考事項を記入する。



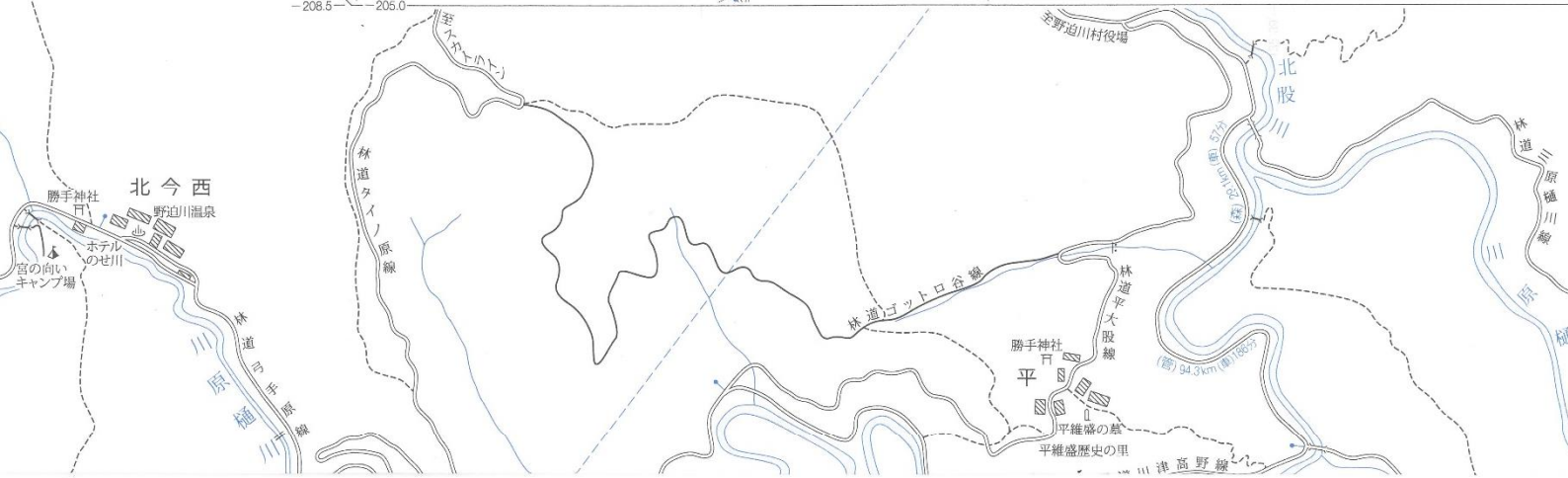
熊野川広域流域森林計画区

# 山・十津川森林計画区

## 林野施業実施計画図

**位置図**  
 場所：荒神山国有林  
 縮尺：1/20,000

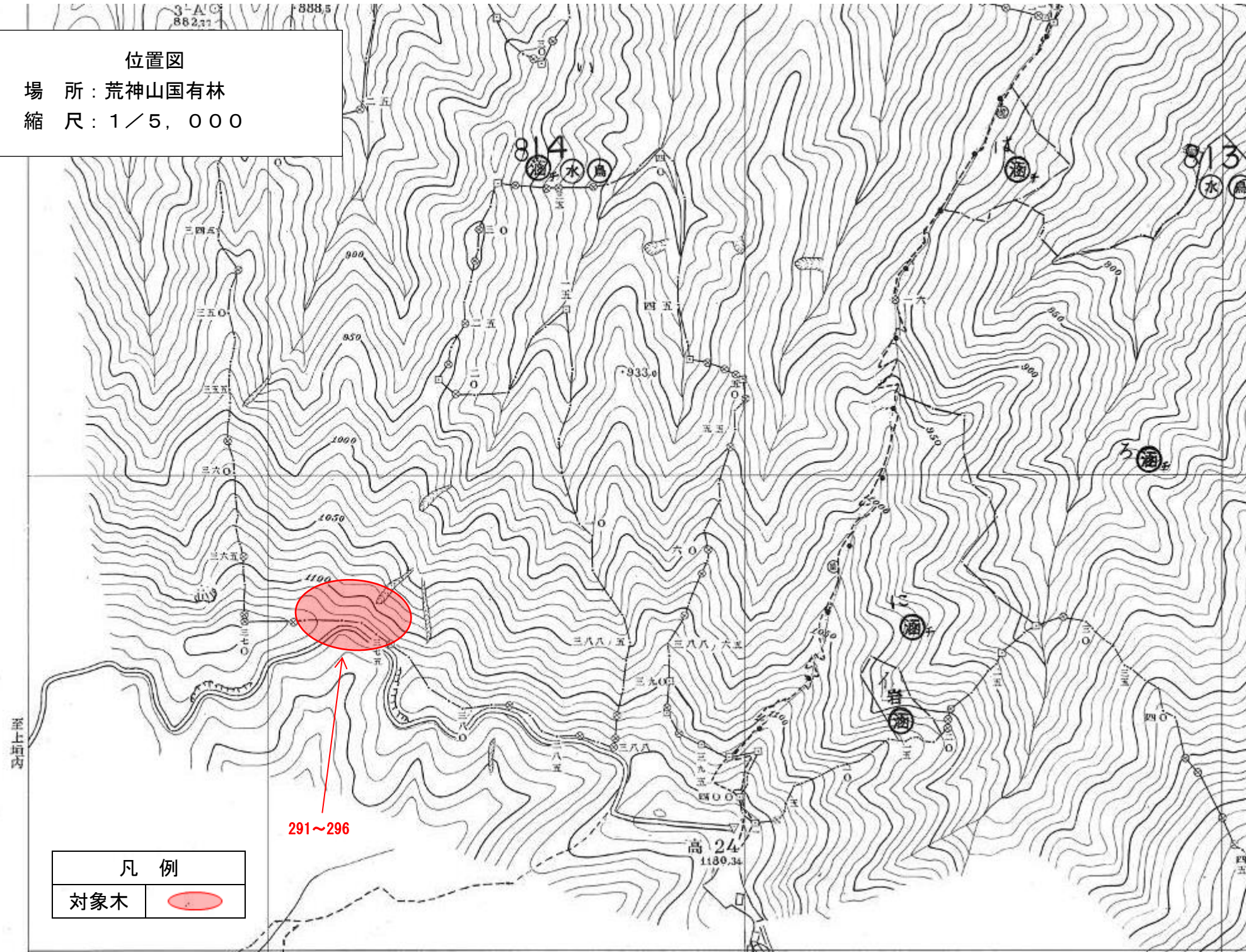
令和2年度策定  
 全4片の内4片  
 奈良森林管理事務所



凡例	
作業箇所	



位置図  
 場所：荒神山国有林  
 縮尺：1/5,000



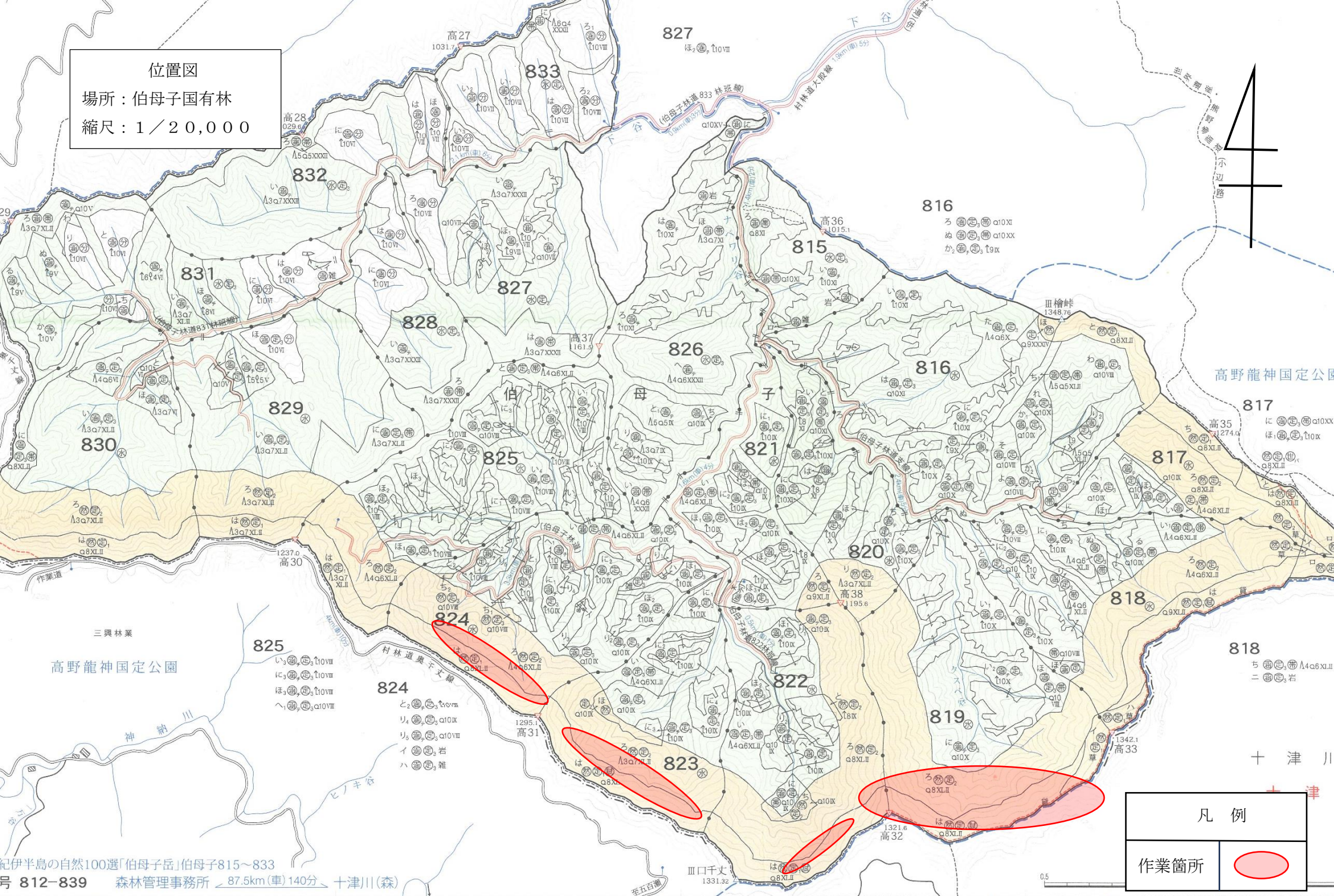
凡例	
対象木	

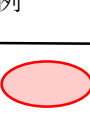


位置図

場所：伯母子国有林

縮尺：1 / 20,000

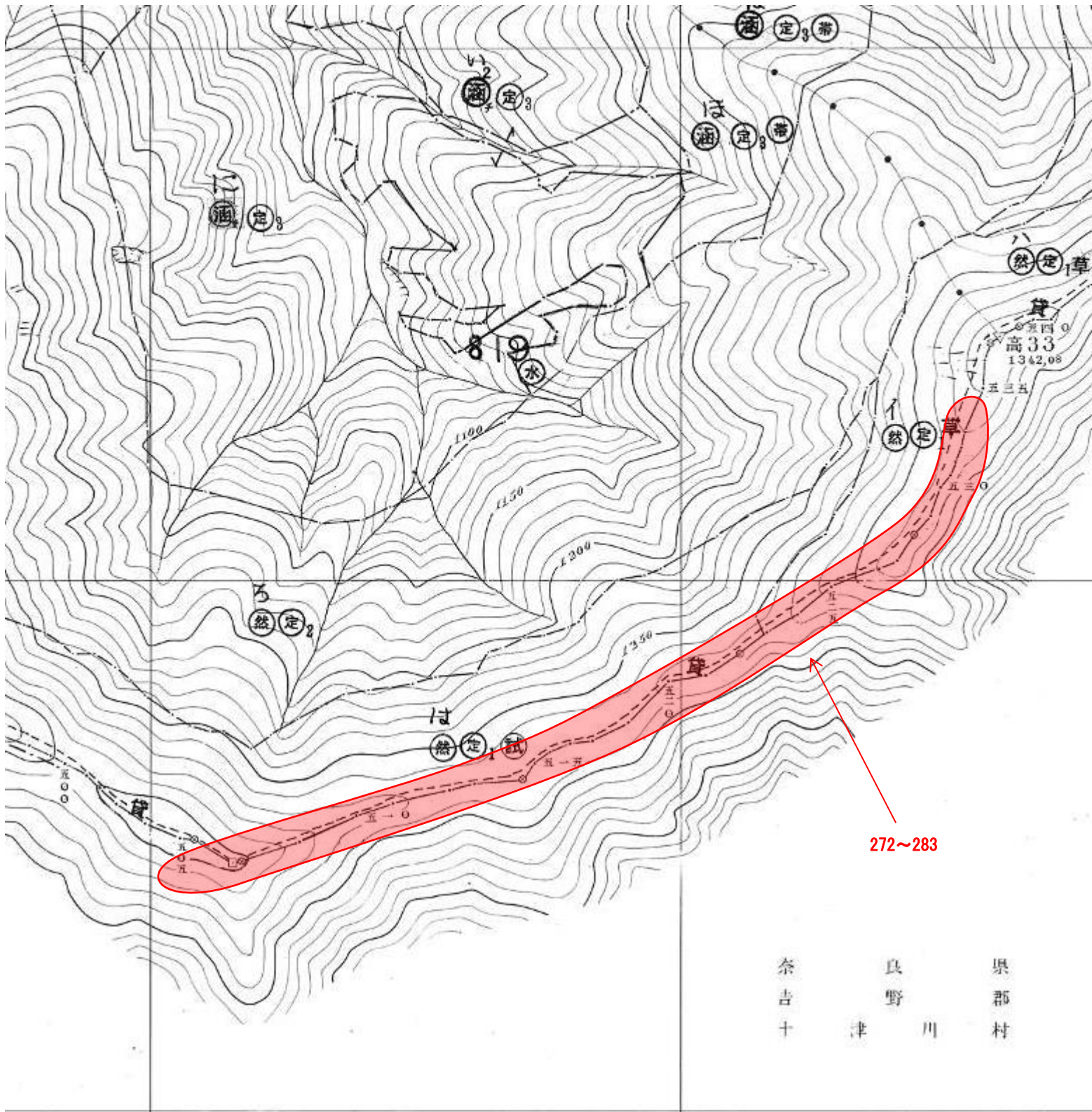


凡例	
作業箇所	

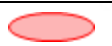
紀伊半島の自然100選「伯母子岳」伯母子815～833

号 812～839 森林管理事務所 87.5km(車)140分 十津川(森)

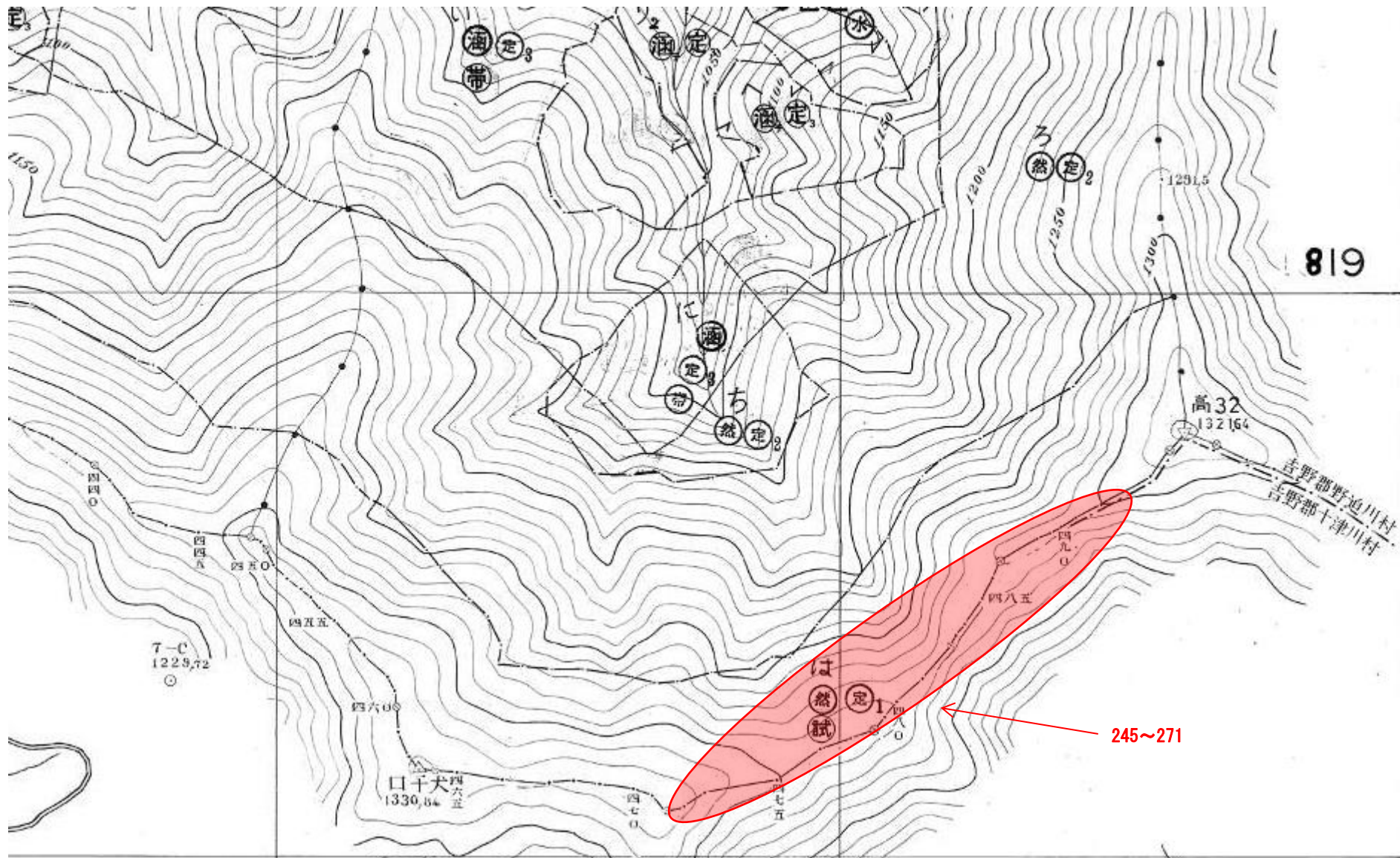




位置図  
 場所：伯母子国有林  
 縮尺：1/5,000

凡例	
対象木	



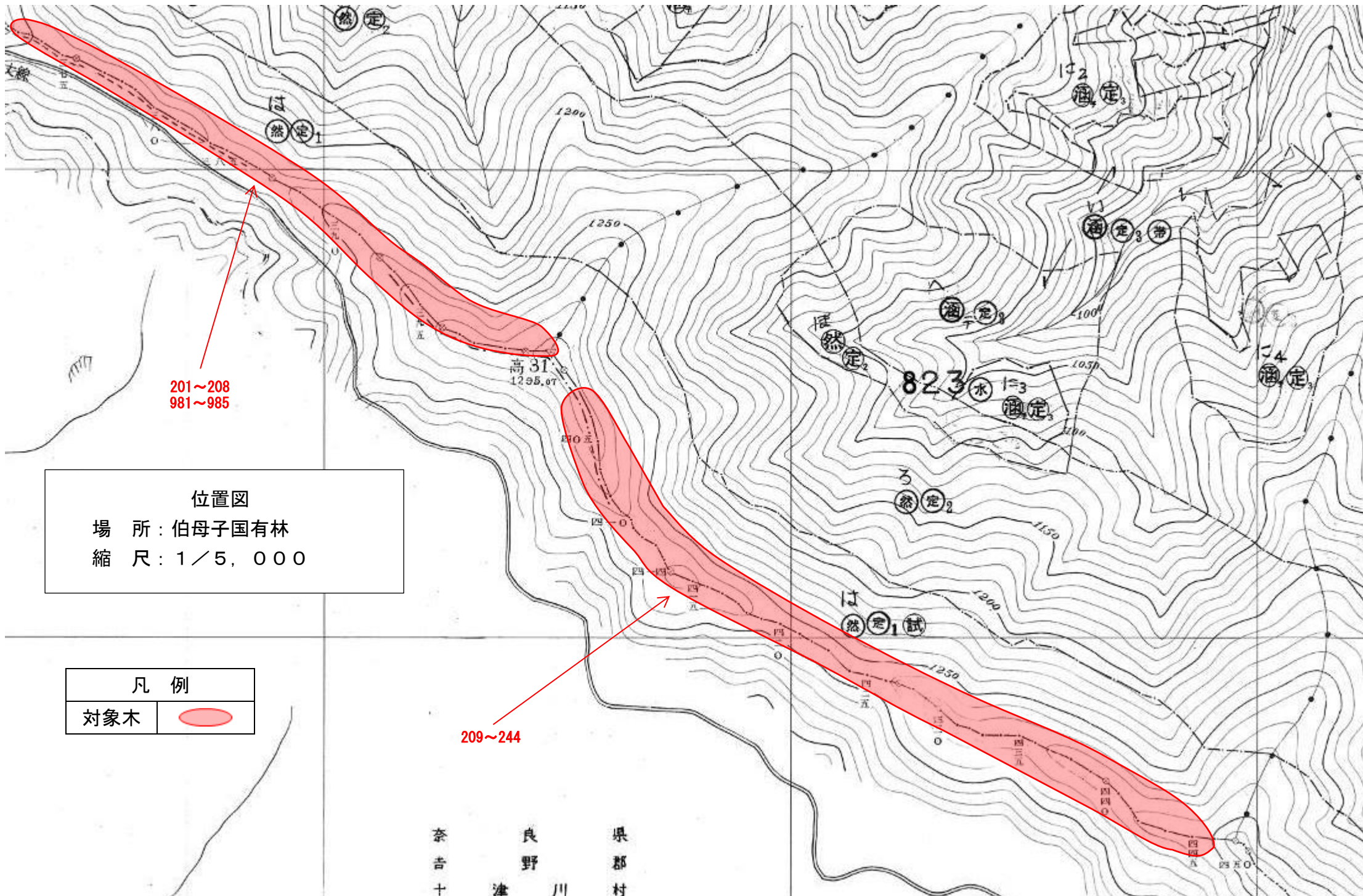


位置図  
 場所：伯母子国有林  
 縮尺：1/5,000

凡例	
対象木	

昭和四十二年三月十五日 富士測量  
 令和二年度 国有林  
 令和二年度 第六次施業





201~208  
981~985

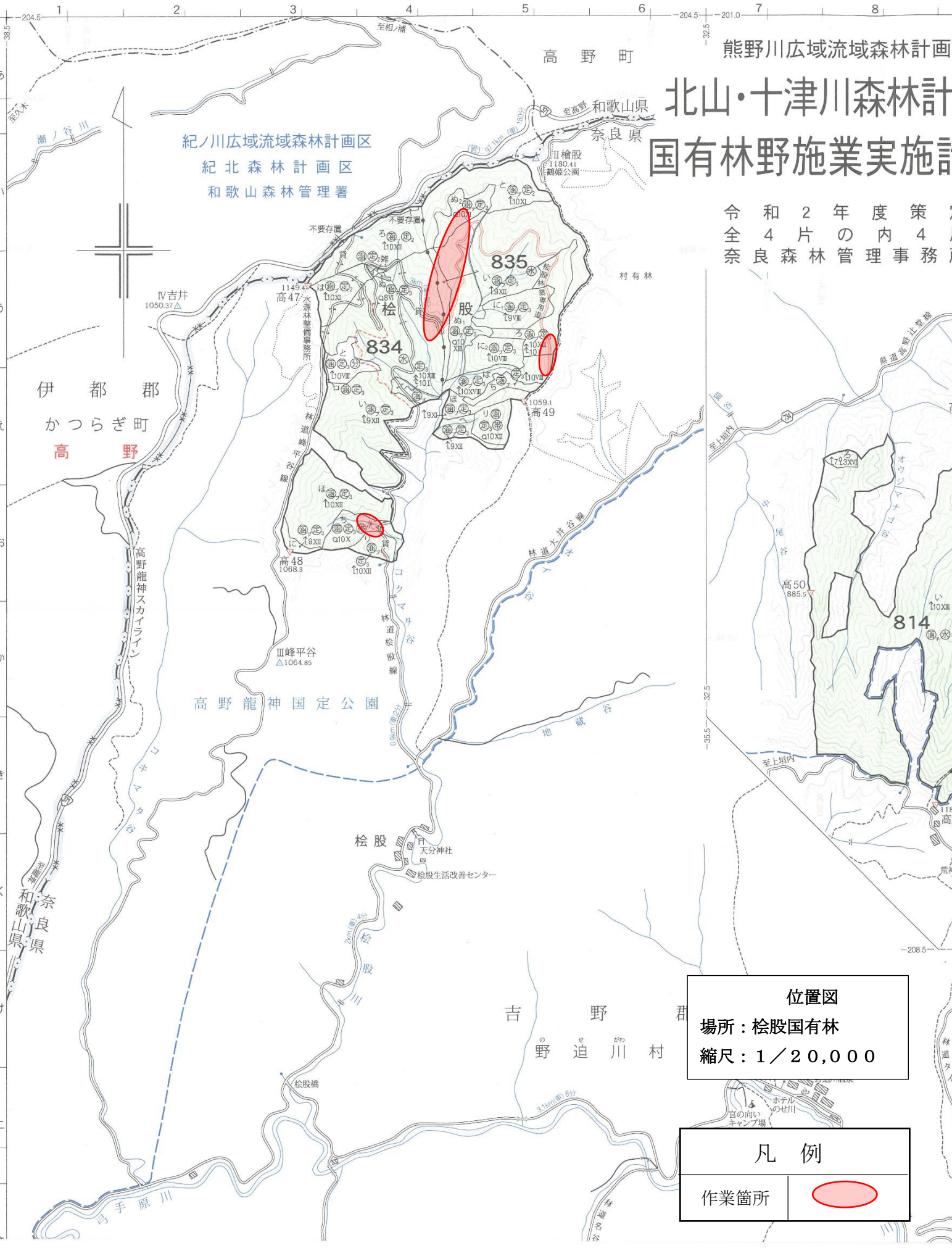
209~244

位置図  
場所：伯母子国有林  
縮尺：1/5,000

凡例	
対象木	

奈吉十  
良野  
津川  
泉郡村





熊野川広域流域森林計画区

# 北山・十津川森林計画 国有林野施業実施計画

紀ノ川広域流域森林計画区  
紀北森林計画区  
和歌山森林管理署


令和2年度策定  
全4片の内4片  
奈良森林管理事務所

伊都郡  
かつらぎ町  
高野

高野龍神国定公園

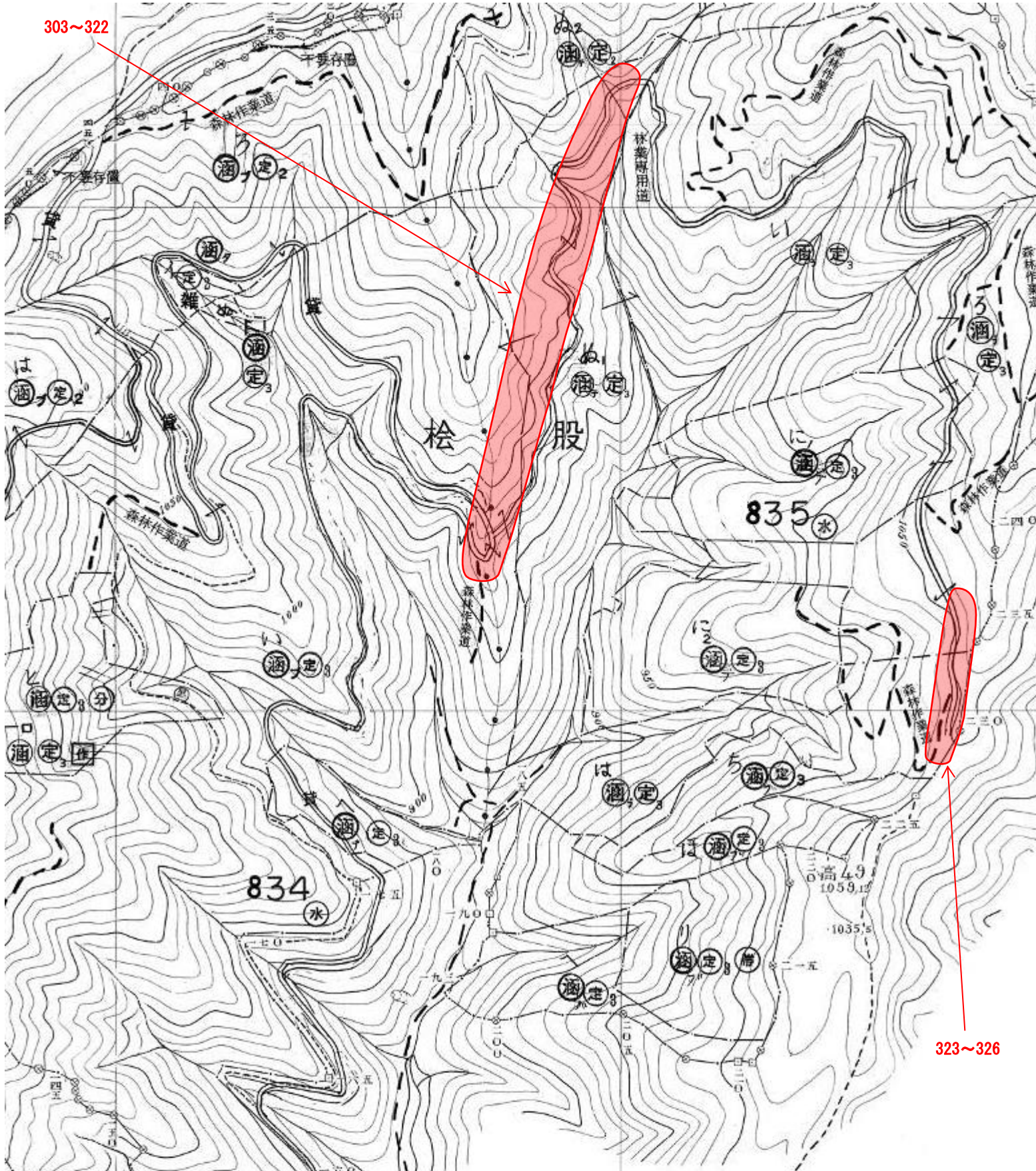
吉野郡  
野迫川村

**位置図**  
場所：桧股国有林  
縮尺：1/20,000

**凡例**  
作業箇所 



303~322



323~326

301~302

位置図  
 場所：桧股国有林  
 縮尺：1/5,000

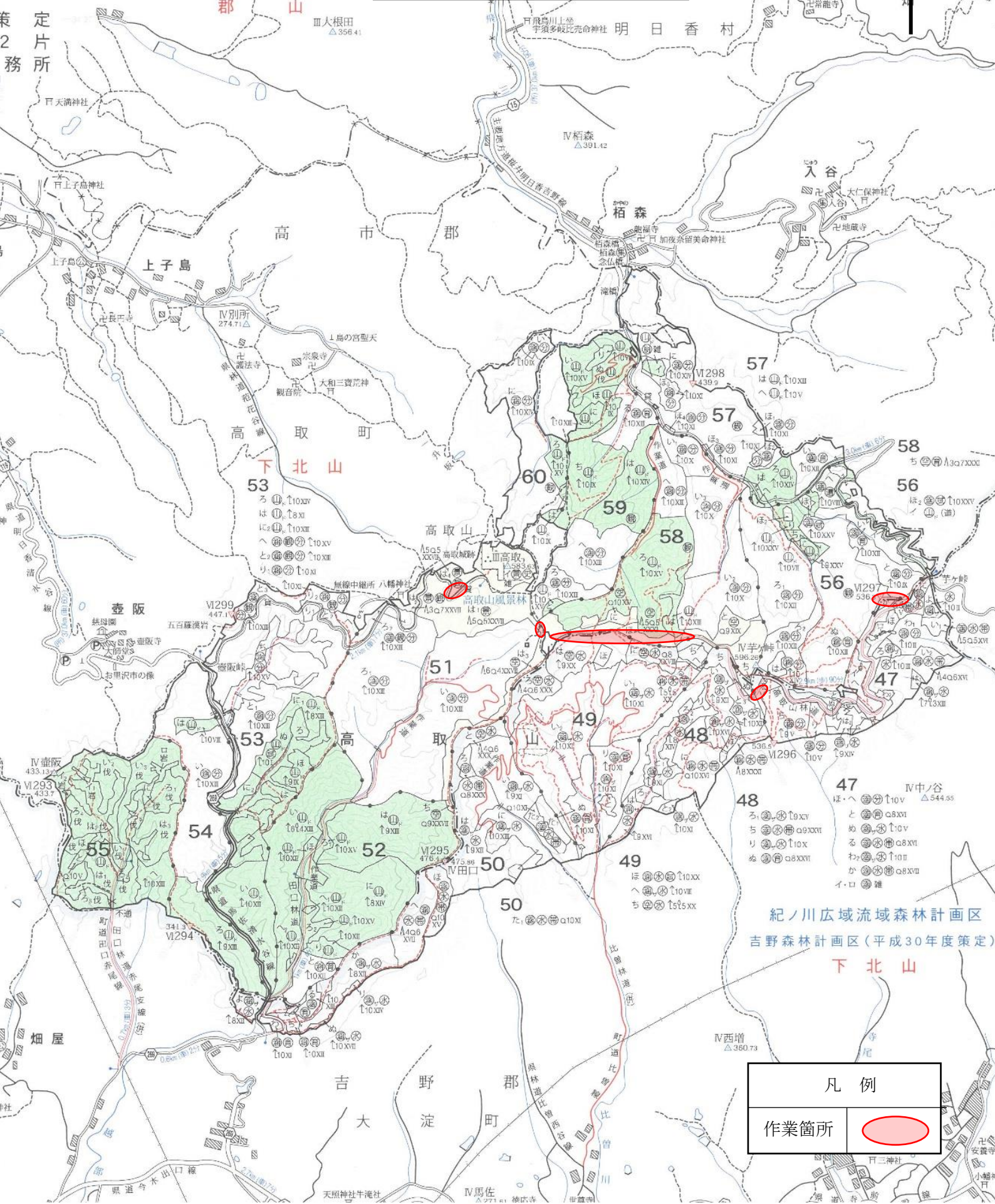
凡例	
対象木	

奈吉 良野 県郡



林計画区  
施計画図

位置図  
場所：高取山国有林 47 に林小班外  
縮尺：1 / 20,000



凡例	
作業箇所	

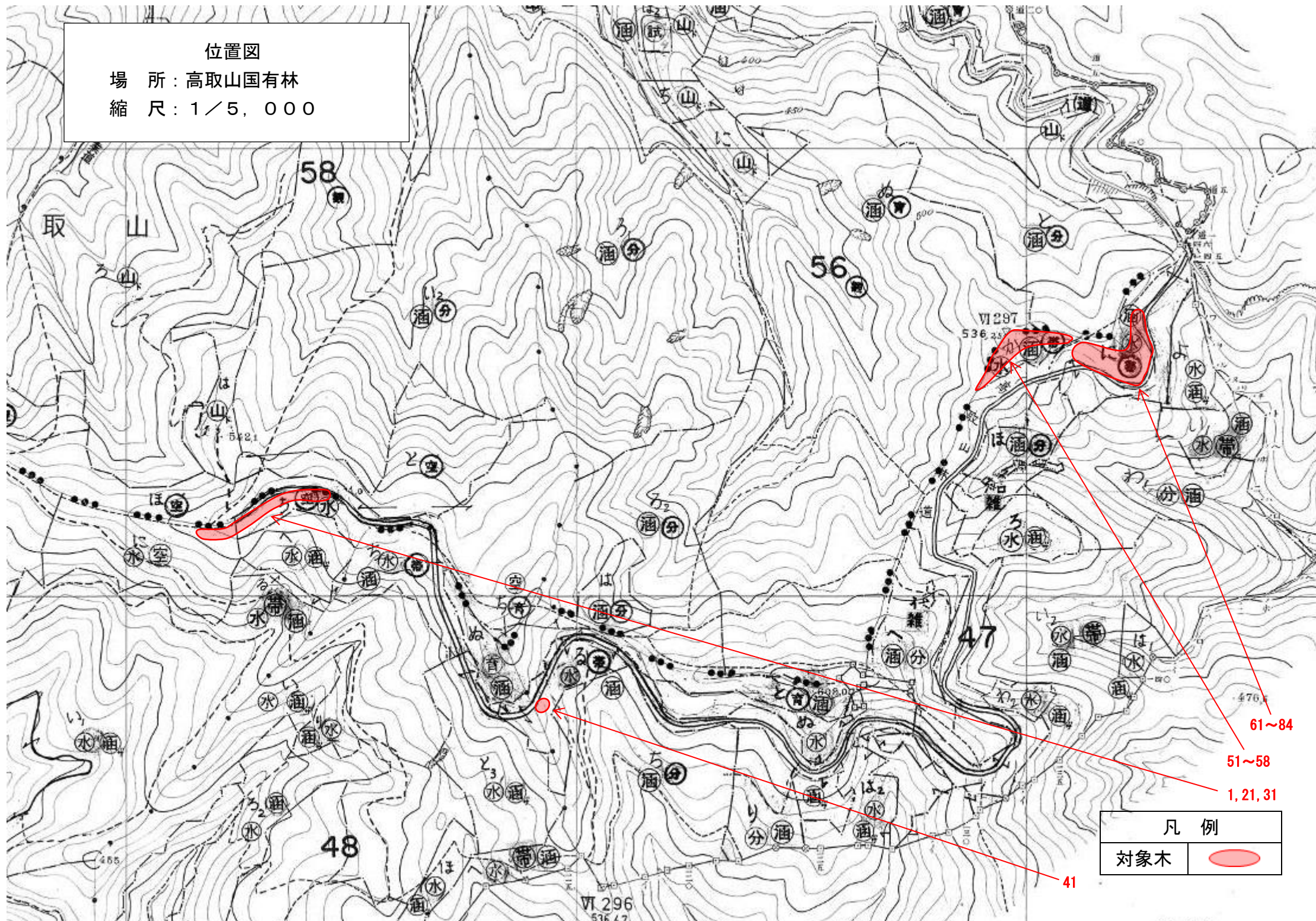






位置図

場所：高取山国有林  
縮尺：1/5,000



凡例	
対象木	

# 参 考 资 料



(別紙)契約情報の公表様式

令和7年度 請負事業の契約条件等

作業種	国有林	林小班		実行数量 (本)	作業期間	林分条件			作業条件			
						傾斜及び 植生量			作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
カシノナガキクイムシ駆除 (立木くん蒸処理)	荒神山	814	い	6	契約締結日の翌日 ～ 令和7年5月30日	難／中			機械 (人力併用)	3.4	30	檀原市役所
	小計			6								
	伯母子	819	は	12		中／易			機械 (人力併用)	60.2	214	野迫川村役場
	伯母子	822	は	27		難／易				60.2	156	野迫川村役場
	伯母子	823	は	36		中／易				59.2	134	野迫川村役場
	伯母子	824	は	13		中／易				56.8	113	野迫川村役場
	小計			88								
	桧股	834	い	3		難／中			機械 (人力併用)	15.8	36	野迫川村役場
	桧股	834	ち	2		易／中				19.6	43	野迫川村役場
	桧股	835	ろ	3		難／中				18.8	44	野迫川村役場
	桧股	835	は	1		難／中				19.0	44	野迫川村役場
	桧股	835	ぬ1	17		難／中				16.2	38	野迫川村役場
	小計			26								
	高取山	47	に	20		中／中			機械 (人力併用)	23.0	65	高取町役場
	高取山	51	は4	19		中／中				26.4	85	高取町役場
	小計			39								
	合計			159								

(別紙)契約情報の公表様式

令和7年度 請負事業の契約条件等

作業種	国有林	林小班		実行数量 (本)	作業期間	林分条件			作業条件				
						傾斜及び 植生量			作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点	
カシノナガキイムシ駆除 (伐倒処理)	荒神山	814	い	6	契約締結日の翌日 ～ 令和7年8月29日	難/中			機械 (人力併用)	7.0	18	野迫川村役場	
	小計			6									
	伯母子	819	は	12		中/易			機械 (人力併用)	60.2	214	野迫川村役場	
	伯母子	822	は	27		難/易				60.2	156	野迫川村役場	
	伯母子	823	は	36		中/易				59.2	134	野迫川村役場	
	伯母子	824	は	13		中/易				56.8	113	野迫川村役場	
	小計			88									
	桧股	834	い	3		難/中			機械 (人力併用)	15.8	36	野迫川村役場	
	桧股	834	ち	2		易/中				19.6	43	野迫川村役場	
	桧股	835	ろ	3		難/中				18.8	44	野迫川村役場	
	桧股	835	は	1		難/中				19.0	44	野迫川村役場	
	桧股	835	ぬ1	17		難/中				16.2	38	野迫川村役場	
	小計			26									
	高取山	47	に	24		中/中			機械 (人力併用)	23.0	65	高取町役場	
	高取山	47	る	1		中/中				12.8	37	高取町役場	
	高取山	47	か	8		中/中				29.0	78	高取町役場	
	高取山	49	は	3		中/中				23.0	79	高取町役場	
	高取山	49	に	1		中/中				26.4	114	高取町役場	
	高取山	49	ち	2		中/中				26.4	92	高取町役場	
	高取山	51	は4	20		中/中				26.4	85	高取町役場	
	高取山	58	ほ	2		中/中				26.4	113	高取町役場	
	小計			61									
	合計			181									

伯母子国有林外森林整備事業(保護) 対象木一覧表

No	国有林	林小班	No.テープ		樹種	直径	樹高	立木くん蒸 対象	立木くん蒸 処理日	伐倒処理日	備考
			色	番号							
1	荒神山	814い	白	291	ナラ	12	12	○			
2	荒神山	814い	白	292	ナラ	16	14	○			
3	荒神山	814い	白	293	ナラ	14	11	○			
4	荒神山	814い	白	294	ナラ	10	10	○			
5	荒神山	814い	白	295	ナラ	22	18	○			
6	荒神山	814い	白	296	ナラ	18	18	○			
7	伯母子	824は	白	201	コナラ	60	14	○			
8	伯母子	824は	白	202	コナラ	50	16	○			
9	伯母子	824は	白	203	コナラ	42	14	○			
10	伯母子	824は	白	204	コナラ	36	15	○			
11	伯母子	824は	白	205	コナラ	70	20	○			
12	伯母子	824は	白	206	コナラ	24	10	○			
13	伯母子	824は	白	207	コナラ	30	12	○			
14	伯母子	824は	白	208	コナラ	38	14	○			
15	伯母子	824は	白	981	コナラ	84	18	○			
16	伯母子	824は	白	982	コナラ	38	16	○			
17	伯母子	824は	白	983	コナラ	48	16	○			
18	伯母子	824は	白	984	コナラ	38	17	○			
19	伯母子	824は	白	985	コナラ	54	19	○			
20	伯母子	823は	白	209	コナラ	20	15	○			
21	伯母子	823は	白	210	コナラ	34	18	○			
22	伯母子	823は	白	211	コナラ	34	18	○			
23	伯母子	823は	白	212	コナラ	36	19	○			
24	伯母子	823は	白	213	コナラ	38	16	○			
25	伯母子	823は	白	214	コナラ	30	16	○			
26	伯母子	823は	白	215	コナラ	28	18	○			
27	伯母子	823は	白	216	コナラ	24	18	○			
28	伯母子	823は	白	217	コナラ	26	16	○			
29	伯母子	823は	白	218	コナラ	22	16	○			
30	伯母子	823は	白	219	コナラ	24	14	○			
31	伯母子	823は	白	220	コナラ	34	15	○			
32	伯母子	823は	白	221	コナラ	40	17	○			
33	伯母子	823は	白	222	コナラ	44	15	○			
34	伯母子	823は	白	223	コナラ	32	15	○			
35	伯母子	823は	白	224	コナラ	24	20	○			
36	伯母子	823は	白	225	コナラ	32	20	○			
37	伯母子	823は	白	226	コナラ	26	20	○			
38	伯母子	823は	白	227	コナラ	44	22	○			
39	伯母子	823は	白	228	コナラ	34	20	○			
40	伯母子	823は	白	229	コナラ	18	20	○			
41	伯母子	823は	白	230	コナラ	34	22	○			
42	伯母子	823は	白	231	コナラ	28	18	○			
43	伯母子	823は	白	232	コナラ	24	18	○			
44	伯母子	823は	白	233	コナラ	46	16	○			
45	伯母子	823は	白	234	コナラ	30	20	○			
46	伯母子	823は	白	235	コナラ	32	20	○			
47	伯母子	823は	白	236	コナラ	40	23	○			
48	伯母子	823は	白	237	コナラ	34	22	○			
49	伯母子	823は	白	238	コナラ	20	14	○			
50	伯母子	823は	白	239	コナラ	22	20	○			
51	伯母子	823は	白	240	コナラ	26	14	○			
52	伯母子	823は	白	241	コナラ	40	17	○			
53	伯母子	823は	白	242	コナラ	16	16	○			
54	伯母子	823は	白	243	コナラ	26	15	○			
55	伯母子	823は	白	244	コナラ	34	14	○			

No	国有林	林小班	No.テープ		樹種	直径	樹高	立木くん蒸 対象	立木くん蒸 処理日	伐倒処理日	備考
			色	番号							
56	伯母子	822は	白	245	コナラ	24	14	○			
57	伯母子	822は	白	246	コナラ	30	14	○			
58	伯母子	822は	白	247	コナラ	30	12	○			
59	伯母子	822は	白	248	コナラ	26	14	○			
60	伯母子	822は	白	249	コナラ	16	11	○			
61	伯母子	822は	白	250	コナラ	14	12	○			
62	伯母子	822は	白	251	コナラ	28	14	○			
63	伯母子	822は	白	252	コナラ	14	14	○			
64	伯母子	822は	白	253	コナラ	24	16	○			
65	伯母子	822は	白	254	コナラ	26	16	○			
66	伯母子	822は	白	255	コナラ	24	15	○			
67	伯母子	822は	白	256	コナラ	32	16	○			
68	伯母子	822は	白	257	コナラ	20	13	○			
69	伯母子	822は	白	258	コナラ	14	12	○			
70	伯母子	822は	白	259	コナラ	14	12	○			
71	伯母子	822は	白	260	コナラ	12	11	○			
72	伯母子	822は	白	261	コナラ	28	18	○			
73	伯母子	822は	白	262	コナラ	18	17	○			
74	伯母子	822は	白	263	コナラ	32	20	○			
75	伯母子	822は	白	264	コナラ	28	18	○			
76	伯母子	822は	白	265	コナラ	32	21	○			
77	伯母子	822は	白	266	コナラ	26	22	○			
78	伯母子	822は	白	267	コナラ	48	16	○			
79	伯母子	822は	白	268	コナラ	44	16	○			
80	伯母子	822は	白	269	コナラ	18	8	○			
81	伯母子	822は	白	270	コナラ	28	10	○			
82	伯母子	822は	白	271	コナラ	36	18	○			
83	伯母子	819は	白	272	コナラ	22	16	○			
84	伯母子	819は	白	273	コナラ	20	15	○			
85	伯母子	819は	白	274	コナラ	22	17	○			
86	伯母子	819は	白	275	コナラ	34	19	○			
87	伯母子	819は	白	276	コナラ	30	24	○			
88	伯母子	819は	白	277	コナラ	60	14	○			
89	伯母子	819は	白	278	コナラ	50	16	○			
90	伯母子	819は	白	279	コナラ	42	14	○			
91	伯母子	819は	白	280	コナラ	36	15	○			
92	伯母子	819は	白	281	コナラ	70	20	○			
93	伯母子	819は	白	282	コナラ	24	10	○			
94	伯母子	819は	白	283	コナラ	30	12	○			
95	桧股	834ち	白	301	ナラ	24	10	○			
96	桧股	834ち	白	302	ナラ	24	11	○			
97	桧股	834い	白	303	ナラ	20	16	○			
98	桧股	834い	白	304	ナラ	20	15	○			
99	桧股	834い	白	305	ナラ	22	16	○			
100	桧股	835ぬ1	白	306	ナラ	48	18	○			
101	桧股	835ぬ1	白	307	ナラ	108	22	○			
102	桧股	835ぬ1	白	308	ナラ	52	21	○			
103	桧股	835ぬ1	白	309	ナラ	40	18	○			
104	桧股	835ぬ1	白	310	ナラ	24	22	○			
105	桧股	835ぬ1	白	311	ナラ	26	17	○			
106	桧股	835ぬ1	白	312	ナラ	22	19	○			
107	桧股	835ぬ1	白	313	ナラ	28	19	○			
108	桧股	835ぬ1	白	314	ナラ	28	20	○			
109	桧股	835ぬ1	白	315	ナラ	24	18	○			
110	桧股	835ぬ1	白	316	ナラ	18	17	○			
111	桧股	835ぬ1	白	317	ナラ	20	18	○			
112	桧股	835ぬ1	白	318	ナラ	32	21	○			



No	国有林	林小班	No.テープ		樹種	直径	樹高	立木くん蒸 対象	立木くん蒸 処理日	伐倒処理日	備考
			色	番号							
113	桧股	835ぬ1	白	319	ナラ	16	10	○			
114	桧股	835ぬ1	白	320	ナラ	20	11	○			
115	桧股	835ぬ1	白	321	ナラ	14	8	○			
116	桧股	835ぬ1	白	322	ナラ	32	12	○			
117	桧股	835は	白	323	ナラ	30	22	○			
118	桧股	835ろ	白	324	ナラ	26	22	○			
119	桧股	835ろ	白	325	ナラ	22	21	○			
120	桧股	835ろ	白	326	ナラ	22	21	○			
121	高取山	49ち	白	1	他L	10	7				
122	高取山	49ち	白	31	コナラ	80	16				
123	高取山	58ほ	白	2	カシ	24	13				
124	高取山	58ほ	白	3	カシ	20	9				
125	高取山	49は	白	11	他L	20	8				
126	高取山	49は	白	12	コナラ	34	14				
127	高取山	49は	白	13	他L	8	7				
128	高取山	49に	白	21	コナラ	52	15				
129	高取山	47る	白	41	コナラ	50	15				
130	高取山	47か	白	51	カシ	20	4				
131	高取山	47か	白	52	カシ	18	7				
132	高取山	47か	白	53	カシ	24	6				
133	高取山	47か	白	54	カシ	30	7				
134	高取山	47か	白	55	カシ	24	7				
135	高取山	47か	白	56	カシ	24	6				
136	高取山	47か	白	57	カシ	24	9				
137	高取山	47か	白	58	コナラ	28	10				
138	高取山	47に	白	61	カシ	22	9				
139	高取山	47に	白	62	カシ	8	9				
140	高取山	47に	白	63	カシ	22	9	○			
141	高取山	47に	白	64	カシ	32	11	○			
142	高取山	47に	白	65	カシ	22	10	○			
143	高取山	47に	白	66	カシ	16	7				
144	高取山	47に	白	67	カシ	20	8	○			
145	高取山	47に	白	68	カシ	22	8	○			
146	高取山	47に	白	69	カシ	18	9	○			
147	高取山	47に	白	70	カシ	18	8	○			
148	高取山	47に	白	71	カシ	18	7	○			
149	高取山	47に	白	72	カシ	18	9	○			
150	高取山	47に	白	73	コナラ	16	10	○			
151	高取山	47に	白	74	カシ	10	9	○			
152	高取山	47に	白	75	カシ	12	9	○			
153	高取山	47に	白	76	カシ	10	8				
154	高取山	47に	白	77	他L	12	10	○			
155	高取山	47に	白	78	他L	20	9	○			
156	高取山	47に	白	79	他L	18	9	○			
157	高取山	47に	白	80	他L	18	8	○			
158	高取山	47に	白	81	カシ	18	11	○			
159	高取山	47に	白	82	カシ	16	9	○			
160	高取山	47に	白	83	カシ	12	8	○			
161	高取山	47に	白	84	カシ	10	8	○			
162	高取山	51は4	白	91	コナラ	20	8	○			
163	高取山	51は4	白	92	カシ	8	6	○			
164	高取山	51は4	白	93	コナラ	12	7	○			
165	高取山	51は4	白	94	コナラ	24	9	○			
166	高取山	51は4	白	95	コナラ	12	7	○			
167	高取山	51は4	白	96	カシ	8	7	○			
168	高取山	51は4	白	97	カシ	18	8	○			
169	高取山	51は4	白	98	カシ	18	7	○			

No	国有林	林小班	No.テープ		樹種	直径	樹高	立木くん蒸 対象	立木くん蒸 処理日	伐倒処理日	備考
			色	番号							
170	高取山	51は4	白	99	カシ	10	7	○			
171	高取山	51は4	白	100	カシ	34	12	○			
172	高取山	51は4	白	101	カシ	38	9	○			
173	高取山	51は4	白	102	他L	26	6	○			
174	高取山	51は4	白	103	カシ	38	10	○			
175	高取山	51は4	白	104	カシ	30	8	○			
176	高取山	51は4	白	105	カシ	24	8	○			
177	高取山	51は4	白	106	カシ	16	9	○			
178	高取山	51は4	白	107	カシ	24	12				
179	高取山	51は4	白	108	カシ	24	8	○			
180	高取山	51は4	白	109	カシ	16	9	○			
181	高取山	51は4	白	110	カシ	12	8	○			